

要 望 書

(平成 28 年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会

要 望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、人口減少や少子高齢化への対応や、災害に強いまちづくりに向けたハード・ソフトが一体となった防災・減災対策、地域経済の活性化など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な諸課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、地方創生を実現するためには、国・県・市町が一体となり取り組むことが重要であります。

つきましては、平成 28 年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

平成 27 年 10 月 15 日

広島県市長会

会長 松井 一 實

広島県町村会

会長 吉田 隆 行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	14

重点要望事項

1 少子化対策について

少子化対策の充実強化を図るため、次の対策について、積極的に取り組むこと。

(1) 妊娠・出産に係る支援について

- ① 不妊治療費の助成について、一般不妊治療や男性不妊治療に係る費用についても助成の対象となるよう制度の拡充を行うこと。
- ② 産婦健康診査の公費負担について、恒久的な制度を創設するよう、国に強く働きかけること。

(2) 子どもの医療費について

- ① 乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限の緩和や助成対象年齢の引上げ等により制度の拡充を図ること。また、国の責任において、早期に医療費助成制度を創設するよう、国に強く働きかけること。
- ② ひとり親家庭等医療費助成について、所得制限の緩和を図ること。

(3) 子育て支援について

- ① 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について、多子世帯（年少扶養控除の対象となる子どもを3人以上扶養している世帯）の一層の負担軽減を図るよう、国に強く働きかけること。
- ② 放課後児童健全育成事業に係る施設整備について、過疎対策事業債の対象となるよう、国に強く働きかけること。

2 地域医療体制の確保について

地域医療体制の維持・充実を図るため、新たな専門医制度も視野に入れ、医師・看護師等が地域によって偏在することがないように、必要とする医師・看護師等の医療スタッフが確保される仕組みの確立や派遣医師・看護師の処遇改善等に対する財政支援など、地域の現状に即した支援策を講じること。

3 防災・減災対策について

災害から住民の生命、財産を守り、安全・安心なまちづくりを実現するため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業及び高潮対策等のハード対策並びに土砂災害防止法に基づく基礎調査（平成 30 年度末完了）及び警戒区域等の指定（平成 31 年度末完了）、防災リーダーの養成等のソフト対策について、引き続き、総合的かつ強力に推進すること。

4 行政不服審査制度について

平成 28 年 4 月 1 日施行予定の改正行政不服審査法における第三者機関、審理員については、地域の実情を考慮し、次の事項について積極的に対応すること。

- (1) 第三者機関に関する事務について、市町から県への委託や市町が連携して対応する場合の仕組みづくり。
- (2) 審理員に関する事務について、職員の共同設置や併任の手法等による県における執行や市町が連携して対応する場合の仕組みづくり。

5 地方創生に係る新型交付金について

地方版総合戦略に定める施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、平成 28 年度以降の地方創生に係る新型交付金について、十分な財源を継続して確保するとともに、自由度の高い弾力的な交付金とするよう、国に強く働きかけること。

一般要望事項（広島県市長会）

- 1 都市行財政の強化について 3
- 2 地域交通対策の推進について 4
- 3 保健福祉行政の充実強化について 5
- 4 生活環境の整備促進について 7
- 5 教育行政の充実強化について 9
- 6 道路等の整備促進について 10
- 7 防災対策の推進について 11
- 8 地域産業・経済の振興について 13

1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

平成 28 年 4 月 1 日施行予定の改正行政不服審査法における第三者機関、審理員については、地域の実情を考慮し、次の事項について積極的に対応すること。

- (1) 第三者機関に関する事務について、市町から県への委託や市町が連携して対応する場合の仕組みづくり。
- (2) 審理員に関する事務について、職員の共同設置や併任の手法等による県における執行や市町が連携して対応する場合の仕組みづくり。

2 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線等に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。
- 2 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。

3 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 子どもの健康・命を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。
 - (1) 子どもの医療費については、ナショナルミニマムとして国が責任を持ち、早期に医療費助成制度を創設するよう、国に対し強く働きかけること。
 - (2) 乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限の緩和や助成対象年齢の引上げ等により制度の拡充を図ること。
- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳^⑥所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。

このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。
- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。
- 4 地域医療体制の維持・充実を図るため、新たな専門医制度も視野

に入れ、医師・看護師等が地域によって偏在することがないように、必要とする医師・看護師等が確保される仕組みの確立や派遣医師・看護師の処遇改善等に対する財政支援など、地域の現状に即した支援策を講じるとともに、国に対して同様に働きかけること。

- 5 生活保護制度や生活困窮者対策における支援対象者について、受入可能な就労の場の開拓や一般就労の前の段階における就労訓練（いわゆる中間的就労）ができる職場の開拓、求人情報の収集・提供に取り組むこと。
- 6 福祉医療費公費負担事業の資格要件に係る住所地特例制度の適用を受ける者の取り扱いに関する課題について検討すること。
 - (1) 広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱第2条第2項に規定する「福祉医療費助成対象者」に、他県からの住所地特例制度の適用を受けた者を含めること。
 - (2) 福祉医療費公費負担事業の資格要件に係る住所地特例制度の適用を受ける者の取り扱いについて、どこの都道府県に転入転出しても同じ取り扱いとなるよう必要な調整を行うこと。

4 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 人口減少が進行する中においても地域資源を活かした将来への持続可能な都市づくりを推進するため、都市基盤の計画的かつ着実な整備や適切な維持・管理に必要な支援制度の拡充、財源の確保を図ること。
- 2 空家対策を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 空家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、市町が行う緊急安全措置及び略式代執行等の空家対策に要する費用に対し、必要な財政上の措置を講じること。
 - (2) 中古住宅の流通を促進するため、更なる税制優遇措置等の拡充を図ること。
- 3 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動揺を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
 - (2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- 4 水道施設の耐震化等を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金の老朽管更新事業における対象範囲を拡充するよう、国に働きか

けること。

5 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 社会の変化や要請に対応し、特色ある学校づくりを進め、きめ細かで長期的展望に立った生徒指導や個に応じた学習指導の工夫改善を目的とする教員の加配措置の充実を図るとともに、新たな「公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画」の実行を国に対して働きかけること。
- 2 小学校1・2年生における30人学級や、中学校における複数教員指導体制の充実を図ること。
- 3 学校における食育の推進を図るため、栄養教諭の配置を拡充すること。
- 4 障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、地域や学校、児童生徒の実態に応じた教職員の加配や非常勤講師の活用など機動的・弾力的な教職員配置を行えるよう必要な措置を講じること。
- 5 障害のある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級について1名の児童生徒でも新規の編制が行えるよう、学級編制基準の見直しを行うこと。
- 6 私立学校への運営費の助成制度について、保護者の負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

6 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。
また、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。
- 2 島嶼部の生活基盤である農道橋や広域農道上にあるトンネルなどの農業用施設が、恒常的にその機能を果たすための保全計画策定、改修工事の実施等、施設の長寿命化を図るための事業を強力に推進すること。
- 3 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第27条第2項の趣旨及び行政実例(昭和31年10月22日自庁行発第106号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

7 防災対策の推進について

防災対策の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、県施行事業において更なる事業の推進を図られるとともに、市施行事業において十分な財政措置を講じること。
- 2 山地災害から住民の生命及び財産を保護するとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、治山事業について財政措置の拡充を図り、早期に事業を推進すること。
- 3 砂防事業の推進を図るため、現在、緊急砂防事業を実施している地区に加え、未整備地区においても、砂防堰堤整備を積極的に進めること。
- 4 海岸保全施設整備事業等の高潮対策事業を積極的に推進すること。
- 5 浸水被害を防ぐ河川整備事業を推進すること。
- 6 ため池の耐震診断の結果を踏まえ、県施行の耐震対策事業において、積極的かつ早急に耐震整備を推進すること。
- 7 平成26年8月20日に広島市で発生した豪雨災害及び土砂災害防止法の改正を踏まえ、県が設定した目標を達成するよう、基礎調査

並びに警戒区域及び特別警戒区域の指定を着実に実施すること。

- 8 地域防災力の向上を図るため、地域の防災リーダー（防災士等）の養成、育成及び活動への支援を拡充すること。

8 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

森林の有する多面的機能を確保するため、広島県造林事業における人工林又は天然林伐採後の造林に対する補助について、国の森林環境保全直接支援事業と同様にケヤキ、ナラ等の広葉樹による植林も対象とすること。

一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 14
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 15
- 3 生活環境の整備促進について…………… 18
- 4 教育行政の充実強化について…………… 20
- 5 道路等の整備促進について…………… 22
- 6 防災・減災対策の推進について…………… 24
- 7 地域産業等の振興について…………… 26
- 8 観光振興施策の推進について…………… 28

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

- 1 地方創生に向けて、平成28年度から検討されている新型交付金について、小規模自治体においても十分な財源が確保できる仕組みとなるよう国に強く働きかけること。
- 2 行政不服審査法の改正に伴い、地方公共団体においても執行機関の附属機関として第三者機関を置くこととされているが、町が専門性の高い第三者機関を設置するのは困難であるため、県が第三者機関を設置した場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、町から県へ第三者機関の事務の委託ができるよう検討すること。
- 3 福祉事務所の事務権限移譲に伴う財源措置については、特別交付税による措置となっているが、より安定的な財源として、市と同様に普通交付税による措置とするよう引き続き強く国に働きかけること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。
 - (1) 乳幼児医療費助成制度については、加入年金制度による所得制限の差を見直し、被用者年金制度加入者の制限額に統一するとともに、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するために県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。
また、乳幼児医療補助制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。
 - (2) 不妊治療費の助成について、一般不妊治療や男性不妊治療に係る費用についても助成の対象となるよう制度の拡充を行うこと。
 - (3) 産後の母体の順調な回復と異常の早期発見を図り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、産婦健康診査の公費負担について、恒久的な制度を創設するよう国に強く働きかけること。
- 2 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援などの積極的な措置を講じること。
- 3 「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」においては、中山間地域の地域医療において重要な役割を担っている自治体病院の実情に配慮した事業の採択を行うこと。

4 医療法の改正により、限られた医療資源を有効に活用する観点から、病床の機能分化・連携の推進を図ることは重要であるが、医療機能の転換への対応に関して、自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないようにすること。

5 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう国に対して働きかけること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう介護保険制度の見直しを行うこと。

また、保険料負担とサービスの公平化の観点から、介護保険財政の広域運営など、制度の抜本的見直しを行うこと。

(2) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。

(3) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるよう、次の事項について国の責任において財政措置を含めた総合的かつ統一的な対策を講じるよう国に働きかけること。

ア 認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、低所得者が十分なサービスを利用できるよう補足給付費等の更なる軽減措置を講じること。

イ 現行の補足給付費などの低所得者への所得補償的な目的を持つ経費については介護保険の枠組みではなく、国が責任をもって別枠で対応すること。

6 精神障害者についても重度心身障害者医療費公費負担事業の対象者に加えること。

7 地方自治体が実施する乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等に対する医療費助成について、現物給付方式に対する国民健康保険

の国庫負担金減額措置を廃止するよう国に働きかけること。

- 8 離職により住居を喪失した者に対して、公共職業安定所の斡旋により住居が確保され、同時に生活保護が適用された場合については、その全額を国または都道府県の負担となるよう国に働きかけること。

また、当該被保護者を生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者として、可能な限り受け入れが行われるよう国に働きかけること。

- 9 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

- 1 下水道施設の老朽化対策については、雨水ポンプ場の機械設備類の更新を優先した、段階的な整備などについても交付金の対象とするよう、要件の緩和など国に対して強く働きかけること。
- 2 日常生活航路は、離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであり、特に腎臓透析患者にとってはまさに生命線であるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。
- 3 県においては交流・定住促進事業を推進しているところであるが、高齢化が進んでいる中山間地域では特に若者、子育て世代の定住を促進する必要があることから、首都圏等大都市圏に住む若者等のニーズを掘り起こし、中山間地域への定住につながる施策について積極的に進めること。
また、定住者誘致を行うにあたり、瀬戸内海や島の魅力とともに中山間地域の魅力についても積極的に発信すること。
- 4 ゴミの不法投棄を防止するため、不法投棄に対する監視体制を強化するとともに国道及び各県道の不要な車両待避所を閉鎖すること。
- 5 迷い犬など保護した犬について、隣接市町への照会や周辺住

民への周知が十分にできず、飼い主への返還に苦慮していることから、迷い犬専用ホームページの設置や県市町間で持つ情報を集約・共有する仕組みの構築など、広域的な体制の整備を図ること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 幼児教育の推進のため、幼稚園就園奨励事業の推進と継続的な運用を図る必要があることから、幼稚園就園奨励費補助金について、補助率3分の1により確実に交付するよう、国に強く働きかけること。
- 2 学校教育施設の耐震化事業の早期完了に向け、次の事項について、町の負担軽減につながる財政支援を継続して行うよう国に強く働きかけること。
 - (1) 学校施設環境改善交付金を重点的に配分し、交付金の金額の算定については、校舎の実態に応じた国庫補助単価を設定するなど、補助額の拡大を含め、きめ細やかな対策を講じるとともに、平成27年度までとなっている地震防災対策特別措置法による補助の嵩上げ規定について、平成28年度以降も継続工事が見込まれる耐震化事業に対する経過措置を設けること。
 - (2) 全国防災事業債及び緊急防災・減災事業債の地方財政措置を目的とした起債制度を延長すること。
- 3 公立小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。
 - (2) 特別な支援を必要とする子どもについて、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、地域の実態に応じた特別支

援学級の設置基準に見直すとともに、支援員の配置について地方財政措置を拡充するよう国に強く働きかけること。

- (3) 司書教諭の多くは学級担任等が兼任し負担が増加する中、司書教諭としての役割が十分果たせていないため、専任の司書教諭を配置すること。

また、学校司書について、配置基準の緩和を含めて地方財政措置を拡充するよう国に強く働きかけること。

- 4 県立高等学校の在り方については、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」により県の方針が打ち出されたものの一律的であり、その目標達成には状況的に厳しいものがあるため、地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるように柔軟に対応すること。

また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町が計画する、道路整備や、定住対策を目的とする住環境整備について、着実に事業が実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 地域高規格道路及び主要な国県道の整備を着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図ると共に、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、安全な通学路や、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備、改良を促進すること。
 - (2) 地域経済の発展や、道路環境の変化により、道路の利用状況は変化しており、歩行者の安全を確保するために、歩道の整備や信号機の増設など、交通安全施設の整備を一層強化充実すること。
 - (3) 地域高規格道路の一部開通による、大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を適切に講じること。
- 3 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。

- 4 市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、示された計画の方向性に基づき早期事業実施すると共に関連事業に遅れが生じないように事業の推進を図ること。

- 5 積雪地帯では、冬期の道路除雪作業に膨大な経費が必要であり、町の財政を圧迫している。除雪費用は、積雪地帯特有の費用負担であるため、普通交付税の寒冷地補正に係る積雪度補正については、これまでの積雪データ等の基準に加え、実際の財政需要を重視した級地の決定を行い、適切な補正係数となるよう国に働きかけること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年多く発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

- 1 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を促進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を行うこと。
- 2 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進すると共に建設海岸の海岸保全施設整備事業の早期事業化を図ること。
また、漁業活動の安全確保のため、引き続き広島港港湾計画に基づく防波堤建設事業を促進すること。
- 3 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード整備を促進すること。
また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の早期完了、土砂災害警戒区域等の早期指定に対するソフト面からの対策を強化すること。
- 4 住宅等に隣接する山地崩壊による災害から、住民の生命・財産を保全するため、小規模崩壊地復旧事業費の増額を図り、要望箇所の事業採択を促進すること。
- 5 広島中部台地農地開発事業（国営事業）により整備された洪水調整池が、経年により土砂の堆積が進行し洪水調整機能が低下してい

る。防災のため機能回復を図る必要があり、国県による浚渫費用に対する助成事業を創設すること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

- 1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。
 - (1) 農業・農村多面的機能支払事業のうち、特に資源向上支払交付金（施設の長寿命化）については、老朽化した農地の補修及び機能維持のための更新が確実に実施できるよう、予算枠を拡大するなど財政措置の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、県においても補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。
 - (2) やる気のある新規就農者の経営の早期安定を図るため、就農初期段階の所得確保や機械・施設等導入時のイニシャルコスト低減など新規就農者に対する支援が継続できるよう、安定的な予算を確保すること。
- 2 森林資源を循環的に利用し県産材の安定供給と木材利用を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 木材価格が低迷する中で、県産スギ・ヒノキの素材生産量の目標達成に必要な間伐から皆伐へのシフトと皆伐後の再生林が推進できるよう助成すること。
 - (2) 木質バイオマス利活用の普及促進を図るため、小規模施設についても補助の対象となるように基準の見直し及び制度の拡充を行うこと。
- 3 鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、補助事業を拡充す

るなど継続的に支援するとともに、現状では銃による有効な駆除対策が行えない場合、効果的な駆除方法を積極的に検討すること。

- 4 森林の有する公益的機能を維持し、保全を図るため、松くい虫防除対策等関連施策を充実するとともに、松くい虫被害跡地について、水源林機能の回復に対する支援を継続すること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 海水浴場の年間を通じた有効活用を促進するため、積極的なPR活動を推進するとともに、横断歩道橋の設置など安全・安心に利用できる施設整備を行うこと。
- 2 国定公園の観光客受入体制を改善するため、トイレを新設及び改修するほか、近年、外国人客が増加していることから、外国語案内標識を設置すること。
- 3 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進すること。